

鹿島市条例第 22 号

鹿島市議会ハラスメント根絶及び防止条例

議員は市民の負託を受けた代表者であることから、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨を体するとともに、全体の奉仕者として市民の福祉向上に努めなければならない。

ハラスメントは、業務への支障につながり、ひいては市民サービスが低下し、市民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなる。

よって、鹿島市議会は、全ての職員及び議員が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことができる環境を確立することで、職員及び議員がその役割を十分に果たし、議員によるハラスメントの根絶と未然防止をすることにより、市民から信頼される議会の実現に資することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議員によるハラスメントを根絶し、及び未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為の総称をいう。

- (1) パワー・ハラスメント 職務に関して優越的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は職務環境が害される行為をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 異性、同性を問わず、性的な言動により相手方に対して不快感を与える行為又はその行為によりその者の職務環境を害する行為をいう。
- (2) マタニティ・ハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産若しくは育児に関する制度若しくはその措置の利用に関する言動により、その者の職務環境が害されることとなる行為をいう。

- (4) その他のハラスメント 日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超えた言いふらし、電話、文書、SNS、メール、掲示板等の手段による誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、若しくは不快にさせる行為又は対面や電話による長時間の拘束や許可なく執務室内へ侵入する行為等をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間又は議員と鹿島市職員（以下「職員」という。）との間において生じたハラスメント及びその疑いがあるものについて適用する。

(議長の責務)

第4条 議長は、議員によるハラスメントの根絶及び防止に努めるとともに、議員によるハラスメントの疑いがあるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、ハラスメントの報告に係る事実関係の調査及び確認を行うために、ハラスメント審査会（以下「審査会」という。）を設置することができる。

3 議長は、審査会において結論に至らない場合には、専門的知識及び経験を有する者により構成される第三者委員会を設置することができる。

(議員の責務)

第5条 議員は、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従って、ハラスメントの根絶及び防止に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントが職員の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、及び職務環境を害するものであること並びに職員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、職員の人格を尊重した活動をしてしなければならない。

3 議員は、ハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって、説明責任を果たさなければならない。

4 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について直ちに報告をしなければならない。

(研修等)

第6条 議長は、ハラスメントの防止を図るため、議員に対する必要な研修等の実施に努めるものとする。

（事実関係の把握）

第7条 議長は、議員又は職員から、ハラスメントに関する苦情の申出又は報告があったときは、速やかに、当該申出又は報告に係る事実関係を把握しなければならない。

（公表等）

第8条 議長は、議員によるハラスメントが行われたことを確認したときは、当該議員の氏名の公表その他必要な措置を講じることができる。

（議長の職務代行）

第9条 議長がハラスメントの当事者である場合は、副議長が、議長及び副議長が共にハラスメントの当事者である場合は、当該ハラスメントの当事者に当たらない議員のうち最も年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

（被害者等のプライバシーの保護）

第10条 議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（継続的な検討）

第11条 鹿島市議会は、この条例の定める事項について、検討を加える必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。